

## 令和6年5月農業委員会定例会議事録

|       |                                                                                                                                                  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日時    | 令和6年5月20日（月）午後1時30分～午後2時13分                                                                                                                      |
| 場所    | さぬき市役所附属棟多目的室<br><br>議事録署名委員の指名について                                                                                                              |
| 日程第1  | 諸報告                                                                                                                                              |
| 日程第2  | 農地法第3条に基づく申請審議について（会長提出議案第1～4号）                                                                                                                  |
| 日程第3  | 非農地証明願いについて（会長提出議案第5～7号）                                                                                                                         |
| 日程第4  | 農地法第4条に基づく申請審議について（会長提出議案第8号）                                                                                                                    |
| 日程第5  | 農地法第5条に基づく申請審議について（会長提出議案第9～12号）                                                                                                                 |
| 日程第6  | 農用地利用集積計画の審議について（会長提出議案第13号）                                                                                                                     |
| 日程第7  | 農業経営改善計画の審査について（会長提出議案第14号）                                                                                                                      |
| 日程第8  | その他                                                                                                                                              |
| 出席委員  | 1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子<br>6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 林 文夫 9 藤井 修 10 檜村浩二<br>11 十川隆行 12 寒川孝志 13 戸田修治 14 長田禎二 15 細川和美<br>16 岩澤佳宣(会長職務代理者) 17 芳竹和政(会長) |
| 欠席委員  | 5 松岡浩二                                                                                                                                           |
| 事務局   | 蓮井敏彦事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査                                                                                                                   |
| 農林水産課 | 玉木省三副主幹 森敬治係長                                                                                                                                    |
| 農地機構  | 西淵健一農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員                                                                                                                           |
| 傍聴者   | なし                                                                                                                                               |





地付近の農地の保全管理も行っております。なお、●●●●さんの農家台帳上の経営面積は13,824㎡になります。

続いて、会長提出議案第3号について、ご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和6年4月26日。譲渡人、●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●他1筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積合計2,897㎡。譲渡人の申請事由、経営縮小、譲受人の申請事由は、現在経営する農地がないため新規就農としています。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は0㎡、受人従事数は3人です。資料と致しましては3ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●の北東約660mに位置しております。譲受人は農家台帳上の経営農地はありませんが、ご本人に確認したところ、作業受委託で7,682㎡の農地を耕作しており、申請地付近の農地の保全管理を行っているとのことでした。

会長提出議案第4号について、ご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和6年4月26日。譲渡人、●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに畑、地積377㎡。譲渡人の申請事由は農業廃止、譲受人の申請事由は、現在経営する農地がないため新規就農としています。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は0㎡、受人従事数は5人です。資料と致しましては4ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北約700mに位置しております。譲受人は申請地の西側に隣接する宅地にお住まいで、既に管理している申請地の所有権を移転する申請です。農地取得後は整地して野菜の作付を行う計画です。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●地区からお願いします。

松岡浩二委員 現地確認については、今月の15日に行いました。先ほど言われたとおり、もう作付はされておりますし、特に問題はないかと思われま。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

大塚ノブ子委員 第2号議案、3号議案、4号議案、全て●●地区で、私たち5月19日に現地確認を行いました。

2号議案の●●●●さんですけれども、お父さんが、事務局説明のとおり、●●地区の推進委員をされております。現地見ましたところ、もう既に田植えがされて、きちんと保全管理されておりました。私たちはよろしいのではないかということに結論しました。



頃から35年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料7ページ、8ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●から北西約520mに位置しております。令和5年に相続により申請地を取得されております。申請地は山裾にあり、狭小な農地であるため管理が行き届かなくなり、耕作放棄となり周辺の山林に浸食され、山林化しました。位置図は資料7ページ左側、写真方向図は資料8ページ左側、現況写真は資料8ページ右側になるのでご確認ください。

会長提出議案第7号、地区番号3、受付年月日、令和6年4月26日、申請人、●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。台帳地目畑、現況地目山林、地積2,444㎡です。申請理由は、平成元年頃から35年以上耕作不能な状態が継続し山林化したためです。お手元の資料9ページ、10ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●から南東約220mに位置しております。平成元年に相続により申請地を取得しております。平成元年頃から農業以外の仕事が多忙となり農作業から遠ざかり、耕作放棄となり、雑木、竹等が自生し山林化しました。また、申請地は再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確認されております。位置図は資料9ページ左側、写真方向図は資料9ページ右側、現況写真は資料10ページになるのでご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●●地区、●●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●●地区からお願いします。

山下加代子委員

5月17日に現地確認しました。行ったとき、立派な、倉庫ではなく、もう車庫みたいなので、農業用倉庫としては認められませんでした。ほやけん、農業委員としては非農地証明願いについては適さないと判断しました。よろしくをお願いします。

議長（会長）

続いて、●●●地区代表委員から報告をお願いします。

松岡浩二委員

5月15日に一応、現地のほうを確認に見に行きました。場所は●●●●●●沿いののり面で、面積的にはここに書かれているとおり11㎡。その隣接地が山林で、もうその山林がもう●●●●●●のところまで押し寄せてきているということで、もう農地としての利用は不可能という判断を致しました。

議長（会長）

続いて、●●●地区代表委員から報告をお願いします。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大塚ノブ子委員 | 第7号議案についてご報告致します。私たち5月19日に現地確認を行いました。それで、資料10ページの写真を見ていただいたら分かりますように、竹と大きな雑木で畑は覆われていました。事務局の説明も赤判定ということだそうですが、私たち、一緒にいった人が「ハミがおるやら分からんぞ」と言うので、近くまで行かなんだんです。山の中へは入らなんだんです。でも、ちょっと近くまで行ったんですけど、そこで眺めて、これはもう再生はできんねということで、山林と認めることにしました。よろしく願い致します。               |
| 議長（会長）  | それでは、議案第5号から第7号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。                                                                                                                                                                                                                       |
| 全委員     | 「質疑なし」との声あり。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長（会長）  | それでは、議案第5号から第7号につきましてお諮りしますが、先ほどの説明のとおり、議案第5号はちょっと難しいのではないかという地区代表委員からの話がありました。よって、第6号、7号については異議ございませんか。                                                                                                                                                       |
| 全委員     | 「異議なし」との声あり。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長（会長）  | それでは、議案第6号、7号を原案のとおり認めることと致します。<br>議案第5号は認めることはちょっと難しいかと思われま。現地、私も見ましたが、2階、屋上がテラスになつとる、これはどう見ても農舎ではないと僕も判断できました。皆さん、それでもよろしいでしょうか。                                                                                                                             |
| 全委員     | 「異議なし」との声あり。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長（会長）  | 続きまして、日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第8号から第11号を議題とし、一括上程致します。<br>では、事務局の説明をお願い致します。                                                                                                                                                                             |
| 事務局     | 今月の4条の案件は4件ございまして、面積にして1,271㎡の4筆です。<br>それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書3ページからでございます。<br>会長提出議案第8号、地区番号3、受付年月日、令和6年4月26日。申請人、●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番、台帳地目田、現況地目宅地、地積262㎡。転用目的は既存宅地の拡張、工事着完予定年月日は昭和49年1月1日から昭和49年12月31日。農地区分は第2種農地で、無断転用是正の案件です。資料と致しましては11から12ページ |

で、位置図を11ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●の北約790mに位置しており、宅地、山林及び道路、水路に隣接しています。このたび、既に隣接する宅地から倉庫が越境し無断転用となっている申請地を是正するため申請に至りました。地元土地改良区及び水利組合の同意を得ております。なお、始末書も添付され反省の念を示していることから、許可も止むを得ないと考えております。

会長提出議案第9号、地区番号4、受付年月日、令和6年4月26日。申請人、●●●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目宅地、地積384㎡。転用目的、既存宅地の拡張、工事着完予定年月日、平成4年1月1日から平成5年1月1日。農地区分、第2種農地。こちらが無断転用是正の案件です。資料と致しましては13から14ページで、位置図を13ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●の南西約650mに位置しており、田、宅地及び道路に隣接しています。このたび、既に宅地として利用している申請地の無断転用を是正するため申請に至りました。地元土地改良区及び水利組合の同意を得ております。なお、始末書も添付され反省の念を示していることから、許可も止むを得ないと考えております。

会長提出議案第10号、地区番号4、受付年月日、令和6年4月26日。申請人、●●●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目雑種地、地積473㎡。転用目的はコイン精米機用地、工事着完予定年月日は平成元年1月1日から令和6年8月31日。農地区分、第2種農地。こちらは一部無断転用是正の案件です。資料と致しましては15から16ページで、位置図を15ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●の南西約500mに位置しており、田及び道路、水路に隣接しています。このたび、既に一部を造成しコイン精米機を設置している申請地について、農地として残っている部分も駐車場及び車両転回スペースとして造成するということで申請に至りました。地元土地改良区及び水利組合の同意も得ております。なお、始末書も添付され反省の念を示していることから、許可も止むを得ないと考えております。

会長提出議案第11号、地区番号5、受付年月日、令和6年4月26日。申請人、●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに畑、地積152㎡。転用目的、非農家の自己住宅、工事着完予定年月日は令和6年7月10日から令和7年7月9日。農地区分は第1種農地です。資料と致しましては17から18ページで、位置図を17ページ左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●の西約660mに位置しており、田及び宅地に隣接しています。申請人は現在、申請地の東側に隣接する宅地にお住まいですが、子供の成長に伴い現在の居宅が手狭となり、新たな居宅を申請地に建築するため申請に至りました。なお、現在の居宅には



申請者の親が引き続き居住します。第一種農地ではありますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という不許可の例外に該当します。また、地元土地改良区及び水利組合の同意も得ております。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

まず、●●地区からお願いします。

大塚ノブ子委員

第8号議案についてご報告致します。私たち5月19日に現地確認を行いました。これ無断転用の是正ということだったのですが、行ってみましたら倉庫が建っておりました。コンクリートできちんとしとるんです。もうこれは仕方がないことで、無断転用の是正だから構んなという判断をしました。よろしくご審議いただきたいと思います。お願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員

第9号議案、●●さんの無断転用の件ですけども、これもしょうがないなというふうに思いました。

10号議案の●●さんの、これも皆さんご存じのコイン精米を置いとるところなんですけど、どうも全面的に転用するということで、認めるしかないかなというふうに思いました。

以上です。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員

第11号議案、●●さんの住宅は、既存住宅に隣接、手狭いうことで増築みたいな形だったと思いますので、別段問題ないと思います。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第8号から第11号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第8号から第11号につきましてお諮りします。議案第8号から第11号について、異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（会長）  | <p>それでは、議案第 8 号から第 11 号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。</p> <p>日程第 5 農地法第 5 条に基づく申請審議について、会長提出議案第 12 号を議題とし、上程致します。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局     | <p>今月の 5 条の案件は 1 件ございまして、面積にして 307㎡、1 筆です。議案書 4 ページからでございます。</p> <p>会長提出議案第 12 号、地区番号 1、受付年月日、令和 6 年 4 月 26 日。譲渡人、●●●、●●●●様、譲受人、●●●、●●●●様持分 2 分の 1、●●●●様持分 2 分の 1。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに畑、地積 307㎡。転用目的、露天駐車場、工事着完予定年月日については、議案書の表記に誤りがありますので訂正させていただきます。正しくは、令和 6 年 6 月 20 日から令和 6 年 7 月 30 日となります。権利は所有権移転売買、農地区分は第 2 種農地です。資料と致しましては 19 から 20 ページで、位置図を 19 ページの左側に掲載しています。</p> <p>申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●、●●●●●●の南東約 270m に位置しており、畑、宅地及び道路に隣接しています。譲受人は申請地近隣で民間レジャー施設を営んでおり、駐車場用地に適した土地を探していました。申請地は現在、防草シートに覆われておりまして、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に至りました。地元土地改良区の同意を得ているほか、水利組合が存在しない旨を記載した報告書が提出されています。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長（会長）  | <p>事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 山下加代子委員 | <p>●●さんの分ですけど、これも 11 日に一緒に見に行きました。これは問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長（会長）  | <p>地区代表委員の報告が終わりました。議案第 12 号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 全委員     | <p>「質疑なし」との声あり。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長（会長）  | <p>それでは、議案第 12 号についてお諮りします。議案第 12 号について、異議ありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 全委員     | <p>「異議なし」との声あり。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（会長） | <p>それでは、議案第12号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。</p> <p>日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第13号を上程致します。</p> <p>なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の6番から9番が●●委員、37番から39番が●●委員の関係議案になり除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願い致します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局    | <p>会長提出議案第13号について、ご説明致します。</p> <p>農地の貸借についての説明で、議案書5ページから7ページの説明となります。</p> <p>貸付先は、個人9件、中間管理機構19件の合計28件となっております。28件のうち新規17件、再設定11件となっております。28件のうち賃借権7件、使用貸借権21件となっております。</p> <p>賃借権の内訳としまして、6,517円1件、4,014円1件、3,000円5件となっております。</p> <p>期間は、10年9件、6年4か月1件、6年8件、5年8件、3年1件、1年1件となっております。</p> <p>続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さんの案件を除いた32件についてご説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。</p> <p>貸付先は、個人25件、法人7件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権9件、使用貸借権23件となっております。期間は、10年12件、6年4か月2件、6年17件、3年1件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長（会長） | <p>説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等ある場合、整理番号を指定の上、ご発言ください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 全委員    | <p>「質疑なし」との声あり。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長（会長） | <p>それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の6番から9番、37番から39番を除く議案第13号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 全委員    | <p>「異議なし」との声あり。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長（会長） | <p>それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の6番から9番、37番から39番を除く議案第13号について原案のとおり認めることと致します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

す。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表で、●●委員の関係議案である6番から9番、●●委員の関係議案である37番から39番の審議に入ります。

それでは、●●委員、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、●●委員 退席)

議長 (会長)

では、事務局から説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は7件で、使用貸借権が7件となっております。期間は10年7件となっております。利用内容については、水稻、麦、果樹の作付となっております。

以上です。

議長 (会長)

説明が終了致しました。質疑等はございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長 (会長)

なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

では、原案のとおり承認致します。

退席されている●●委員、●●委員の再入場を認めます。

(●●委員、●●委員 着席)

議長 (会長)

それでは、日程第7 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第14号を議題と致します。

それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局

会長提出議案第14号について、説明させていただきます。

まず、●●●●●●●●●●、住所は、●●●●●●●●●●番地です。設立年月日は、●●●●年●月●日です。

経営改善計画を参照してください。

①農業経営体の営農活動の現状及び目標の(1)営農類型としましては、花き・花木になります。

②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産につきまして、コチョウラン切花の作付面積の現状が30aで生産量は5,400kgですが、5年後2aで生産量360kgに減らします。コチョウラン鉢花の作付面積の

現状が12aで生産量2,400kgですが、5年後は40aで生産量8,000kgに増やします。(3)農用地及び農業生産施設につきましては、アの農用地で借入地の現状、●●●●の田が71a、●●●●●の田が20aですが、5年後変更はありません。イの農業生産施設の温室ハウス8棟で4,950㎡ですが、こちらも5年後変更はありません。パイプハウスは6棟で1,980㎡ですが、5年後変更はありません。

今後の取組としまして、切花を鉢植えに変更することで所得の安定化を図ります。また、高品質の新品種の育成を検討することで今後新たな収益の確保を目指していきます。現状の年間所得513万円のところ、5年後575万円を目指します。

経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長） 事務局の説明が終了致しました。本議案については●●地区の関係案件ですので、地区代表から補足事項等がありましたら報告をお願い致します。

戸田修治委員 ●●●●さんは私の同級生で、もう真面目な方で、息子さんもしっかりしているので問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第14号について質疑等がありましたら、発言を認めます。  
どうぞ。

眞田幸隆委員 ちょっと教えてもらいたいんですけど、生産の生産量があるじゃないですか、360kgとか。これは花の本数で出すんですか。

事務局 生産量はkgです。切り花は本数です。ほんで、鉢が鉢の数です。

眞田幸隆委員 単位が間違うとるな。

事務局 ごめんなさい、すみません。

大塚ノブ子委員 構成員、役員の欄ですけど、●●さん、奥さんとご主人は代表取締役あるいは取締役、下のお二人は息子さんとお嫁さんですか。従業員という立場ですか。

事務局 そうです。会社の中の。

大塚ノブ子委員 行く行くは引き継いでくれると。

事務局 そうです。

|          |                                                                                 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（会長）   | と思います。一応、会社やから従業員としております。                                                       |
| 大塚ノブ子委員  | 分かりました。                                                                         |
| 議長（会長）   | もうよろしいですか。                                                                      |
| 全委員      | 「質疑なし」との声あり。                                                                    |
| 議長（会長）   | それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第14号についてお諮り致します。異議ありませんか。                                |
| 全委員      | 「異議なし」との声あり。                                                                    |
| 事務局      | それでは、議案第14号について原案のとおり承認することと致します。<br>本日上程の議案については以上ですが、日程第8 その他で、事務局、何かございませんか。 |
| 事務局      | 特にありません。                                                                        |
| 議長（会長）   | 農地集積専門員から何かありましたら、ご報告をお願いします。                                                   |
| 農地中間管理機構 | ございません。                                                                         |
| 議長（会長）   | ほな、次回の。                                                                         |
| 事務局      | 次回は6月20日木曜日の13時30分から本庁3階のほうで行いますので、よろしくお願い致します。                                 |
| 議長（会長）   | 以上をもちまして、令和6年5月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議を頂き、お礼を申し上げます。<br><br>( 2時13分閉会)           |

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 8番

署名委員 9番